

群馬県立太田東高等学校自動販売機の設置者募集について

太田東高校では、自動販売機設置事業者更新に伴い、2019年4月1日から2024年3月31日までの期間で事業者を募集します。

設置を希望する事業者は、下記事項を参照の上、参加いただきますようお願いいたします。

なお、群馬県知事より入札参加資格の認定を受けていない事業者については、入札保証金の準備が必要となりますのでご了承ください。

-
-
- (1) 自動販売機設置事業者募集要項
 - (2) 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書
 - (3) 入札説明書
 - (4) 様式
 - ①入札参加申請書
 - ②誓約書
 - ③質問書
 - ④入札書
 - ⑤委任状
 - (5) 契約条項案
 - (6) 位置図
-
-

問い合わせ先

郵便番号 373-0801

群馬県太田市台之郷町448

群馬県立太田東高等学校

TEL : 0276-45-6511

FAX : 0276-48-5230

E-mail : ge-tahigashi@pref.gunma.lg.jp

自動販売機設置事業者募集要項

群馬県では、県有施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 入札資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては群馬県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 県税を滞納していないこと。

3 入札に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積

財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
太田東高校 土地の一部	太田市台之郷町 448	体育館東	2.60m×1.10m 2.86㎡	1台
		棟間通路脇 (燃料庫前)	(2.40m×1.10m) + (1.80m×0.60m) 3.72㎡	2台 <small>(うち1台は紙 パック製品専用 とする。)</small>
		生徒昇降口前	2.60m×1.10m 2.86㎡	1台

※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

(3) 貸付期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで（更新なし）

(4) 入札は、4台分を1物件として行う。

(5) 参考データ（施設の概要）

ア 施設利用者 生徒数 800人（2019年度：定員）

職員数 約60人

イ 休業日 ①国民の祝日に関する法律の定める休日

②土曜日及び日曜日

③夏季休業日（7月下旬～8月下旬）

④群馬県民の日（10月28日）

⑤冬季休業日（12月下旬～1月上旬）

⑥学年末・学年始休業日（3月下旬～4月上旬）

ウ 売上実績 体育館東 8,460本

（2017年度）生徒昇降口前 14,343本

棟間通路脇 14,601本

棟間通路脇 7,596本

缶・ペットボトル混合機

紙パック専用機

※売上本数は、現設置事業者の申告によるものです。

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申込方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参又は郵送とし、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

(2) 申込期間

①持参する場合

申込受付期間：2019年1月7日（月）から2019年1月17日（木）までの日
（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

提出場所：太田市台之郷町448

群馬県立太田東高等学校 事務室

電話：0276-45-6511

②郵送の場合

申込受付期間：2019年1月7日（月）から2019年1月17日（木）午後4時必着

送付先：〒373-0801

太田市台之郷町448

群馬県立太田東高等学校 事務室

※1 配達証明又は簡易書留により送付すること。

※2 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられないので注意すること。

(3) 提出書類（提出部数各 1 部）

	提出書類	法人	個人	会計局会計課の入札資格認定を受けている者は省略可
①	入札参加申請書	○	○	
②	身分証明（市町村発行のもの）		○	省略可
③	誓約書	○	○	
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○		省略可
⑤	確定申告書（写）		○	省略可
⑥	印鑑証明書	○	○	省略可
⑦	群馬県税の完納証明書	○	○	省略可
⑧	設置する自動販売機のカタログ	○	○	
⑨	食品衛生責任者の資格を示すもの	○	○	

※②、④、⑥、⑦については、発行後 3 か月以内の原本とする。

※会計局会計課の入札資格認定を受けている者は、②身分証明書、④商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、⑤確定申告書（写）、⑥印鑑証明書、⑦群馬県税の完納証明書の省略が可能。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

2019年1月7日（月）から2019年1月17日（木）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出方法

質問書（群馬県所定様式）を持参する。

(3) 質問者への回答

質問者に対し個別に回答する。また、全ての質問事項及び回答をまとめ、2019年1月23日（水）までに全入札参加者あて送付する。

6 入札参加資格の確認等

上記4（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、2019年1月23日（水）までに、申請者あて結果を通知する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

2019年1月29日（火）午前10時

(2) 場所

太田市西本町12-2

群馬県立太田高等学校 2階 会議室

8 契約

落札者決定後、2019年2月1日（金）までに、落札した者と県有財産賃貸借契約書を締結する。

9 問い合わせ先

郵便番号 373-0801

群馬県太田市台之郷町448

群馬県立太田東高等学校

TEL : 0276-45-6511

FAX : 0276-48-5230

E-mail : ge-tahigashi@pref.gunma.lg.jp

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
太田東高校 土地の一部	太田市台之郷町 448	体育館東	2.60m×1.10m 2.86㎡	1台
		棟間通路脇 (燃料庫前)	(2.40m×1.10m) + (1.80m×0.60m) 3.72㎡	2台 (うち1台は紙 パック製品専用 とする。)
		生徒昇降口前	2.60m×1.10m 2.86㎡	1台

※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさ おおよそ

ア W1000 × D950 × H2000 以内(紙パック専用) シースルー型は不可とする。

イ W1400 × D950 × H2000 以内(缶・ペットボトル対応機)

②デザイン (外観色を含む。)

周辺環境に配慮したデザインとする。

(2) 環境対策

①省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。ただし、紙パック自動販売機については、この限りでない。

(3) 安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に2個の割合で自動販売機脇に設置する。

②回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③回収方法

回収ボックス内の空き容器の回収、および、集積場所（教室等から生徒が搬出）の空容器の回収を行う。

④ゴミ袋の供給

教室等の空き容器を回収するためのゴミ袋は設置事業者が適宜供給すること。
（90Lサイズ、空き容器回収に耐えうるもの）

⑤使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

- ①酒類を除く飲料とする。
- ②容器種別は、紙パック専用機1台 缶・ペットボトル混合機3台とする。
びん・特殊容器製品については不可とする。
- ③缶・ペットボトル混合機には、熱中症対策として500ml以上の水およびスポーツ飲料を販売品目に加えること。
- ④缶・ペットボトル混合機、または、紙パック専用機には、健康対策として牛乳又は乳飲料、および、野菜ジュース等を販売品目に加えること。
- ⑤太田東高等学校長が高校生の成長及び健康に好ましくないと認めたものについては、販売を行わないこと。

(2) 価格

- ①紙パックを含め、標準販売価格（定価）の70%以下とする。
ただし、牛乳・乳飲料は標準販売価格（定価）の80%以下とする。
- ②販売品目の変更時には、標準販売価格（定価）及び販売価格を明記した書面を提出する。

(3) その他

- ①サンプル表示には100ml当たりのカロリー表示を行う。
- ②学校より変更の依頼があった場合には、速やかに行う。（特に、夏季における変更は、熱中症対策の観点からも、より迅速に対応する。）

5 貸付料

落札価格とする。

6 電気料等

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

メーターを設置しない場合は、以下のとおりとする。

- (1) 電気使用料 自動販売機の定格消費電力に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては群馬県の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して群馬県の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

群馬県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 群馬県の責に帰することが明らかな場合を除き、群馬県はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

入札説明書

群馬県では、県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、「自動販売機の設置場所貸付に係る入札」を実施する。

入札に参加する者は、この説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加するものとする。

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
太田東高校 土地の一部	太田市台之郷町448	体育館東	2.60m×1.10m 2.86㎡	1台
		棟間通路脇 (燃料庫前)	(2.40m×1.10m) + (1.80m×0.60m) 3.72㎡	2台 (うち1台は紙 パック製品専用 とする。)
		生徒昇降口前	2.60m×1.10m 2.86㎡	1台

※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

(2) 貸付期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで（更新なし）

(3) 貸付条件等

別添仕様書による。

2 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

(2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては群馬県内で事業を営んでいること。

(5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。ただし、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（子会社又は関連会社を除く。）に委託した場合は、実績に含めないこと。

(6) 県税を滞納していないこと。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

2019年1月29日（火）午前10時

(2) 場所

太田市西本町12-2

群馬県立太田高等学校 2階 会議室

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札は、4台分を1物件として行う。

(2) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、年額とする。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

(4) 再度の入札

①落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

②再度の入札は2回までとする。

③再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

(5) その他

①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

②入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

5 入札保証金

入札の前に入札保証金をお預かりします。「入札保証金提出書」の所定の欄に実印が必要となります。入札保証金は、入札見積金額の5%以上です。小切手で納付する場合には、振出人が銀行である自己宛小切手を使用してください。

再入札の場合で、前回提出した入札保証金では入札金額の5%以上を満たさない場合は、差額分の「入札保証金提出書」と入札保証金の提出をお願いします。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。

入札保証金の全部又は一部を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、免除された金額に相当する額を納めなければなりません。

6 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）

③委任状を提出しない代理人のした入札

④不正行為による入札

⑤入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑥記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑦入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

⑧申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

⑨その他入札に関する条例に違反した入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

7 落札者の決定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

8 契約

- (1) 別添契約書のとおりとする。
- (2) 落札者は2019年2月1日（金）までに、契約書に記名押印および印紙貼付のうえ募集要項4の(2)の場所に提出する。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手續以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに県有財産貸付契約の解除を行うことがある。

受付番号	
------	--

入札参加申請書

2019年 1月 日

群馬県立太田東高等学校長 上田 裕信 様

(〒 -)

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号

担当者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

募集要項の各条項を承知の上、自動販売機の設置場所貸付に係る入札（太田東高等学校内）に参加したいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

また、県のホームページ等に決定金額及び事業者名を掲載することに同意します。

添付書類（提出する書類に○を付けること）

- () ①身分証明（市町村発行のもの）
- () ②誓約書
- () ③商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- () ④確定申告書（写）
- () ⑤印鑑証明書
- () ⑥群馬県税の完納証明書
- () ⑦設置する自動販売機のカatalog
- () ⑧食品衛生責任者の資格を示すもの

※①、③、⑤、⑥については、発行後3か月以内の原本とする。

※会計局会計課の入札資格認定を受けている者は、①身分証明、③商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、④確定申告書（写）、⑤印鑑証明書、⑥群馬県税の完納証明書の省略が可能

誓 約 書

2019年 1月 日

群馬県立太田東高等学校長 上田 裕信 様

住 所

(所在地)

氏 名

印

(名称及び代表者名)

群馬県が実施する自動販売機の設置場所貸付に係る入札（太田東高等学校内）への参加申請にあたって、次の事項を誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者に該当しません。
- (2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しません。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有しています。

設置施設名等	所在地	設置台数	設置期間

現在設置している施設名・所在地・設置台数・設置期間を3か所まで記載すること。

- (5) 入札の参加にあたっては、募集要項、入札説明書及び仕様書の内容を承知したうえで参加します。

質 問 書

2019年 1月 日

群馬県立太田東高等学校長 上田 裕信 様

住 所

(所在地)

氏 名

印

(名称及び代表者名)

自動販売機の設置場所貸付に係る入札（太田東高等学校内）について、下記のとおり質問します。

記

質問事項（複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用すること）

入 札 書

入札名 自動販売機の設置場所貸付に係る入札(太田東高等学校)

入 札 金 額

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

「自動販売機設置事業者募集要項」、「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」、
「入札説明書」の内容を承知し、上記金額のとおり入札します。

2019年 1月29日

(入札者) 住所

氏名



〔実印〕

(代理人) 住所

氏名



群馬県立太田東高等学校長 上田 裕信 様

〔認め印 可〕

注1 算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入してください。

注2 入札者は、実印を押印して下さい。

注3 代理人による入札の場合は、代理人は、委任状に押印した印鑑と同じ印鑑を
使用して下さい。

委任状

2019年 1月29日

群馬県立太田東高等学校長 上田 裕信 様

住 所

(電話)

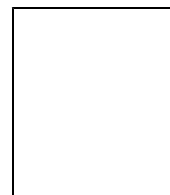
氏名又は名称
及び代表者名



〔実印〕

私は、(住所).....

代理人使用印



〔認め印 可〕

(氏名).....

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

2019年1月29日に群馬県立太田東高等学校が行う自動販売機の設置場所貸付に係る入札に関する一切の権限

注1 入札者は実印を押印して下さい。

注2 代理人は、代理人が入札で使用する印を押印して下さい。(認印可)

県有財産賃貸借契約書（条項案）

貸主群馬県立太田東高等学校長 上田裕信（以下「甲」という。）と借主●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が県有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
太田東高校 土地の一部	太田市台之郷町448	体育館東	2.60m×1.10m 2.86㎡	1台
		棟間通路脇 (燃料庫前)	(2.40m×1.10m) + (1.80m×0.60m) 3.72㎡	2台 <small>(うち1台は紙 パック製品専用 とする。)</small>
		生徒昇降口前	2.60m×1.10m 2.86㎡	1台

（指定用途等）

第3条 乙は、賃貸借物件を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙記載の「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等」を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

（賃貸借料）

第6条 賃貸借料は、年額金●●●●円とする。

2 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき月割計算により算定した額とする。

(賃貸借料の支払)

第7条 乙は、甲の発行する納入通知書により、毎年4月30日までに、その年度に属する賃貸借料を甲に支払わなければならない。ただし、当該年度の納入期限前までに賃貸借期間が終了(解約等を含む。以下同じ。)した場合は、甲の指定する期日までに支払うものとする。

(電気料及びその支払)

第8条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測するメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り)を甲の指示するところにより設置することができる。

2 甲は、前項のメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し、群馬県行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して、電気料を計算するものとする。

3 乙が第1項のメーターを設置しない場合は、甲が別途定める方法により電気料を算定するものとする。

4 乙は、甲の発行する納入通知書により、納期限までに、前項の電気料を甲に支払わなければならない。

(費用負担)

第9条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第20条第3項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

2 前条第1項に定めるメーターを設置する費用は、乙の負担とする。

(賃貸借物件の引渡し)

第10条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

(かし担保等)

第11条 乙は、この契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、甲に対し、賃貸借料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、当該滅失又はき損した部分につき、甲の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(管理義務)

第13条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(一括再委託の禁止)

第14条 乙は、この契約に係る履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、子会社又は関連会社に委託しようとするときは、この限りでない。

(賃貸借物件の損壊による被害の補償義務)

第15条 乙は、賃貸借物件が、賃貸借物件を指定用途に供したことにより、第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

(通知義務)

第16条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第17条 甲は、設置された自動販売機並びに当該自動販売機で販売する商品及び当該自動販売機内の金銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第18条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合においては、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第19条 乙は、用途指定等の義務に違反したときは、違反時の賃貸借物件の時価額の10分の3以内で甲が定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第23条に定める損害賠償の予定又はその一部としない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 賃貸借期間以内においては、甲乙共に本契約を解約できないものとする。

3 前項にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

- 4 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、本契約の解除により甲が行う次回の公募には、乙は参加できない。
- (1) 賃貸借料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
 - (2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
 - (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
 - (5) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。
 - (6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
 - (8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
 - (10) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
 - (11) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
 - (12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

（賃貸借物件の返還）

第21条 賃貸借期間が終了したときは、乙は、甲の指定する期日までに、賃貸借物件を、その所在する場所において甲に返還しなければならない。

（原状回復義務）

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、この限りでない。

- (1) 乙の責に帰する事由により、賃貸借物件を滅失又はき損した場合
- (2) 第20条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

（損害賠償）

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときはその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第20条第3項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第24条 第21条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(不当要求行為への対応)

第25条 乙は、乙が暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は甲に報告し、及び警察に通報しなければならない。

(契約の費用)

第26条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第27条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴えの管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2019年 月 日

貸主 甲 群馬県太田市台之郷町448
群馬県立太田東高等学校
校長 上田 裕信 印

借主 乙 住所
氏名

印

別紙

自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ おおよそ

ア W1000 × D950 × H2000 以内(紙パック専用) シースルー型は不可とする。

イ W1400 × D950 × H2000 以内(缶・ペットボトル対応機)

② デザイン (外観色を含む。)

周辺環境に配慮したデザインとする。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② 低GWP冷媒機

地球温暖化係数(GWP)が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン(HF01234yf)等を冷媒として採用した機種とする。ただし、紙パック自動販売機については、この限りでない。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付規準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売機システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に2個の割合で自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③回収方法

回収ボックス内の空き容器の回収、および、集積場所（教室等から生徒が搬出）の空容器の回収を行う。

④ゴミ袋の供給

教室等の空き容器を回収するためのゴミ袋は設置事業者が適宜供給すること。
(90Lサイズ、空き容器回収に耐えうるもの)

⑤使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(3) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

3 販売商品の種類等

(1) 種類

- ①酒類を除く飲料とする。
- ②容器種別は、紙パック専用機1台 缶・ペットボトル混合機3台とする。
びん・特殊容器製品については不可とする。
- ③缶・ペットボトル混合機には、熱中症対策として500ml以上の水およびスポーツ飲料を販売品目に加えること。
- ④缶・ペットボトル混合機、または、紙パック専用機には、健康対策として牛乳又は乳飲料、および、野菜ジュース等を販売品目に加えること。
- ⑤太田東高等学校長が高校生の成長及び健康に好ましくないと認めたものについては、販売を行わないこと。

(2) 価格

- ①紙パックを含め、標準販売価格（定価）の70%以下とする。
ただし、牛乳・乳飲料は標準販売価格(定価)の80%以下とする。
- ②販売品目の変更時には、標準販売価格(定価)及び販売価格を明記した書面を提出する。

(3)その他

- ①サンプル表示には100ml当たりのカロリー表示を行う。
- ②学校より変更の依頼があった場合には、速やかに行う。(特に、夏季における変更は、熱中症対策の観点からも、より迅速に対応する。)

太田東高校自動販売機設置公募場所 位置図



①体育館東	2.60 × 1.10m(ゴミ回収スペース含む)	2.86㎡
②棟間通路脇(燃料庫前)	2.40 × 1.10m(2台分うち紙パック1台)	3.72㎡
	1.80 × 0.60m(ゴミ回収スペースのみ)	
③生徒昇降口前	2.60 × 1.10m(ゴミ回収スペース含む)	2.86㎡
合計	4台分(うち紙パック1台)	9.44㎡

建物敷地面積	20,452㎡
運動場面積	30,388㎡
保有面積	50,840㎡